

⇩ 申告に間違いがあった場合

Q :先日、当社の確定申告を行いました、間違いのあることに気がつきました。どのようにしたらいいですか？

A :申告書の提出期限内かどうかで、次のように取扱われます。

【解説】

確定申告書の内容に誤りのあることが判明したときは、次のような申告手続をとることになります。

(1) 提出期限内の場合

提出期限までであれば、通常どおりの申告手続を行います。この場合、新しく提出した申告書が確定申告書として取扱われます。

(2) 提出期限後の場合

提出期限後の場合は、修正申告又は更正の請求という手続を行います。

①修正申告

既に提出した確定申告書について税額に不足額があるような場合は、税務署長等による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等又は税額等の修正をする申告書(修正申告書)を提出することができます。

②更正の請求

また反対に、確定申告書を提出した会社が、計算誤りなどにより税額が過大となるような場合には、その申告書の申告期限から1年以内に限って、税務署長等に対し、更正の請求をして税額等を減少させることができます。

